岐阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

令和三年十一月二十四日

古

田

持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、令和三年十一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維

令和三年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田

	県道	ļ	類の	D道 重路
	平月	戉	_	各
	田戸線		条	泉 3
〇九番一地先まで	同,市同,町同、字同六	八四番地先から海津市平田町三郷字五間縄五	_	K
	• p-		ر ال ز	、延 人 I - 長
	三 二 三	令 和	の期日	供 用 開 始
	元等	令 和	ほ示変 か年 月 日 日	決 ₍ 備 定区 又域 はの考

岐阜県告示第五百二号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和三年十一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維

令和三年十一月二十四日

岐

岐阜県知事 古 田

.=	***					
県道	類の道 種路					
平安	路					
田八 線	線 名					
五三番一地先まで 同 市同 町同 字同 七 三一番地先から	区間					
	ル ₍ 延 (メート長					
 令 一和 -	の 期 開 日 始					
元令 二和 三、	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考					
二 保安林として指定された目的下呂市門原字深谷口一七一の一 解除予定保安林の所在場所	り告示する。のように保安材の指定を解除する					

岐阜県告示第五百三号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和三年十一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維

令和三年十一月二十四日

岐阜県知事

古

田

県道	類の道 種路					
平養	路					
田老線	線 名					
二四番一地先地内海津市平田町三郷字五間縄六	区間					
	ル _{(メ} メート長					
⇒ 令 • 和 · □	の期日					
元令 二 和 三	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考					

岐阜県告示第五百四号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第一項の規定により、次 示する。 うに保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定によ

岐阜県知事 古 田

保安林として指定された目的 ト呂市門原字深谷口一七一の一二

	第 253 号		岐 阜	<u> </u>	!	公	報		,	令和3年11	月24日	(588)
岐阜県指令岐西建築第一	では早県指令岐西建築第一 ・ 一・ 八 ・ 一・ 一・ 八	で で で で で で で で で で の の の の の の の の の の の の の	番号及び年月日開発許可(変更許可)	ž 7 O M B	11 位字本として打気ですが目的	「一条で木・フに置きないに関う下呂市門原字深谷ロー七一の一三(国有林。	一 解除予定保安林の所在場所		令和三年十一月二十四日	り告示する。のように保安林の指定を解除する予定であるので、のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百匹十九号)第二	岐阜県告示第五百五号	三 解除の理由 第石の危険の防止
不破郡垂井町綾戸字荒越八九五番一六	及び一九五番二の一部への一九四番二の一部、一九五番一本巣市春近字町田一九四番一、一九四番二の一部、一九五番	町蜂尻字村西七一三番一及び七一四番一町蜂尻字村西七一三番一及び七一四番一	開発区域又は工区に含まれる地域の名		Ä	三方 (国有林。次の図に示す部分に限る。)	所	岐阜県知事 古田 筆		告示する。 告示する。 告示する。 とうに保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定によれる材法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次		
岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地	代表取締役(保)(母)龍の興株式会社アイギハウジング	代表取締役 福 本 大 作 株式会社ライズワン	称 開発許可を受けた者の住所及び氏名		W E	令和三年十一月二十四日	第三十六条第三項の規定により公示する。	次の開発行為に関する工事が完了したので、都市界等行業のコミのデュ	相名丁為りに与り七了	公示		て従覧に共する。(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政道路用地とするため(解除の理由
					山 鱼 少 久 号 一 写 一 写 一 写 一 写 一 一 写 一 一 一 写 一 一 一 一	8		都市計画法(昭和四十三年法律第百号)				その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置い

(589)	令和3年 11月24日	岐	阜	県	公	報	第	253	号
							「安和三・一〇・一五」 第一四四号の二九 第一四四号の二九 四・二八	一九号の六岐阜県指令岐西建築第一	令和 三・ 七・ 二
								一、二三〇四番二及び二三〇六番七(不破郡垂井町字追分二二八七番一、二二八七番二、二二八九番)	
							代表取締役 河 尻	朱式会社尹丑屋 埃里斯 医二二一番地	代表取締役 臼 井大丸開発株式会社
							吉雄	番地	泉